

〔修士論文要旨〕

陵戸制の再検討

* 藤 間 温 子

本論文は、陵戸に関する史料、主に養老令の私的注釈書である『令集解』に見える陵戸の記載を取り上げ、陵戸制度の実態に迫ることを目的としている。

陵戸は陵墓を守衛する民であり、養老令に賤民として規定され、通常五色の賤の一つとして理解されている。大宝令において陵戸が賤民でなかったことは、平城宮跡から出土した令文を習書した木簡、および大宝令の注釈である古記に表れる陵戸の記載の考察から確実性が高いとされている。これまでの陵戸研究では、①養老令において陵戸が賤民とされた理由、②『令集解』諸説や律令文での記載順序において五賤民の中での陵戸の身分位置が上下することの二点の解釈について異説がある。

まず①の陵戸が賤民となった理由であるが、これについては陵戸が被賤視される人々であったことが原因であるとする考え方、唐の陵戸制を模倣、陵戸を永代的に確保する処置という三つの説がある。

②の陵戸の五賤中での身分異同については、『令集解』には異なる時代の明法家の考えが集められているので、その諸説間において差異があるのは当時の慣習を反映しているためとする説が古くからの説で

ある。異説としては、唐律令には陵戸が表れないため陵戸を日本律令に組み込む必要があったが、その際の操作により陵戸の記載順序が一定しないという事態が起きたのだとし、『令集解』諸説間の異同においては特に令義解説が他説と異なっていることから令義解説は律令を忠実に解釈したものであるため他説と違っているのだとする説がある。

これらの諸説は、提出されてから最近のものでは二十年近くになるが直接に検討されることなく、現在に至っているといつてよく、また批判するとしても史料の不足から難しい。しかし、①では今回の検討から、日本の陵戸制が唐制の模倣であるとする説に従えず、また陵戸を永代的に確保するためという説についても、養老令は陵戸に当色婚しか認めないとしている、つまり陵戸の増加を妨げる処置がなされていることから疑問が残る。そのため陵戸について記載の多い『令集解』諸説を検討し直す必要があるように思われる。②の問題についても、まず『令集解』各説の主張を正確に読み取る必要がある。また日唐律令文の比較をおこなうことで先学の検討としたい。

論文の構成は、第一章で先行研究を述べ、第二章～第五章ではそれ

それ中国史料、養老律令、「令集解」、「延喜式」、正史に記載される陵戸について取り上げて解釈と考察をおこなう。第六章では第五章までみてきた陵戸制やその性格を歴史上でどう理解できるかを述べ、まとめとする。

史料の解釈を主としておこなうが、前記の問題点のほかに注意されるべき点などについても合わせて指摘していき、陵戸制の実態について考えていく。

今回おこなった考察では、(ア)唐制陵戸の実際、(イ)賤視の過程、(ウ)陵戸の管理の変遷、(エ)陵戸を賤民とした理由の四点について成果を得られた。

(ア)の唐制での陵戸は従来賤民である、もしくは賤民であったがある時期に解放されて良民となった、といった解釈がなされていたが、利光三津夫・長谷山彰両氏は陵墓守衛者には賤民、良民ともに史料が存在することから、「陵戸」は官賤から選ばれた陵墓守衛民の名称であり、付近住民も陵墓守衛に当たることがあったとされた。^(註)しかし、唐制下には陵戸を含む様々な国家末端公務を百姓から選別して当てていることと、「旧唐書」ほかに記載される、墓戸に百姓を当てずに官戸から選ぶという記述から陵戸は百姓から選ばれることが常であると考えられる。すると、日本の陵戸は唐制の模倣であるとする説は成り立たない。

(イ)賤視については、大宝令下では陵戸は「良」ではないことは確かであるが、賤視は認められず、養老令の公的注釈である令釈の段

階でも「賤色」に陵戸は含まれないと読める記述がある。賤民中に位置づけられるのは八世紀後半以降成立の穴記の頃からであり、このときは賤民中の最上位である。そののち九世紀半ば成立の令義解の解釈では、賤民中二番目に下降している。

(ウ)陵戸の管理はいまままでの研究ではあまり触れられていないが、その制度には変化がみられる。公民とは別に造られるはずの陵戸の計帳が穴記の記載からは同一文書に記載されているように読み取れる。この理由としては枝文としての「陵戸帳」作成に注意が集められ、計帳制度自体が衰退していくことと関係しているものと思われる。さらに、「守戸」と呼ばれる陵戸不足時に期間限定で当てられる百姓の管理についてみると、彼らは公民であるので通常の計帳に記載されていなくてはならないが、「延喜式」段階では陵戸と同様に管理されている。これは、陵戸が不足し「守戸」が増加したことが原因であると考えられる。

(エ)陵戸が養老令において賤民とされたのには、穴記から特に読み取れるような父系での陵戸の継承ということがあった可能性がある。陵戸の数を増やすことが目的とされたわけではなく、良くいえば正統の陵戸を保存することに力点があったのではないかと推測する。以上が本論文で得られた成果である。

(註) 利光三津夫・長谷山彰「唐制陵戸に関する一考察」(『法学研究』第六五巻第五号、一九九二年)